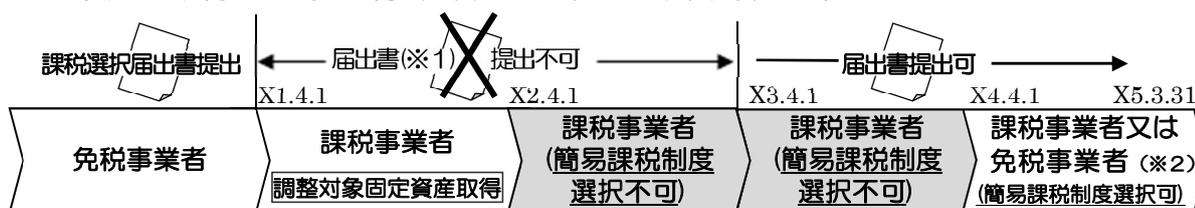


注意 調整対象固定資産を取得した場合は・・・

「消費税課税事業者選択届出書」を提出した事業者が、課税事業者となった課税期間の初日から2年を経過する日までの間に開始した各課税期間（又は新設法人若しくは特定新規設立法人が、基準期間がない事業年度に含まれる各課税期間）中に調整対象固定資産の仕入れ等を行った場合、調整対象固定資産の仕入れ等を行った課税期間の初日から3年を経過する日の属する課税期間の初日以後でなければ「消費税課税事業者選択不適用届出書」の提出（当該3年を経過する日の属する課税期間までの期間、免税事業者になること）はできません。また、当該3年を経過する日の属する課税期間の初日以後でなければ「消費税簡易課税制度選択届出書」の提出はできません。

* **調整対象固定資産**とは、一の取引単位につき、課税仕入れ等に係る支払対価の額（税抜き）が100万円以上の建物及びその附属設備、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、鉱業権等の資産で棚卸資産以外のものをいいます。

○ X1.4.1以後に課税事業者となることを選択した法人が、課税事業者となった1期目に調整対象固定資産を取得した場合（事業年度が1年の3月末決算法人）



※1 届出書とは「消費税簡易課税制度選択届出書」及び「消費税課税事業者選択不適用届出書」をいいます。

※2 「消費税課税事業者選択不適用届出書」を提出した場合のX5年3月期の納税義務は基準期間の課税売上高及び特定期間の課税売上高等で判定します。詳しくは3ページ「[①消費税課税事業者届出書](#)」をご覧ください。